令第三十五条第十三号に掲げる漁業	八五・〇
令第三十五条第十四号に掲げる養殖業	九一・六
令第三十五条第十五号に掲げる養殖業	八七・八
令第三十五条第十六号に掲げる養殖業	八七・八
令第三十五条第十七号に掲げる養殖業	八五・〇
令第三十五条第十八号に掲げる養殖業	八五・〇
令第三十五条第十九号に掲げる養殖業	八五・〇
令第三十五条第二十号に掲げる養殖業	八五・〇
令第三十五条第二十一号に掲げる養殖業	八五・〇
令第三十五条第二十二号に掲げる養殖業	八五・〇

（法第百四十一条第一号の農林水産大臣の定める金額の算定の方法）

第十四条　令第三十八条第一項第一号から第八号までに掲げる漁業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定は、当該保険区分に属する法第百四十七条の四の同一年度再共済契約に係る純再共済掛金及び同条の同一年度共済契約に係る純共済掛金の合計額に当該同一年度再共済契約及び同一年度共済契約に係る漁業の次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じてするものとする。

区分	率（％）
令第三十八条第一項第一号に掲げる漁業	一六・七
令第三十八条第一項第二号に掲げる漁業	二二・三
令第三十八条第一項第三号に掲げる漁業	二三・九
令第三十八条第一項第四号に掲げる漁業	一四・〇
令第三十八条第一項第五号に掲げる漁業	一八・一
令第三十八条第一項第六号に掲げる養殖業	三七・四
令第三十八条第一項第七号に掲げる養殖業	三一・一
令第三十八条第一項第八号に掲げる養殖業	二四・一

（法第百四十七条の五第二項の農林水産大臣が定める方法）

第十五条　令第三十八条第一項第一号から第八号までに掲げる漁業についての保険区分に係る法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定は、当該保険区分に属する法第百四十七条の四の同一年度再共済契約に係る純再共済掛金及び同条の同一年度共済契約に係る純共済掛金の合計額から当該同一年度再共済契約及び同一年度共済契約についての保険契約に係る保険料の金額を差し引いて得た金額に当該同一年度再共済契約及び同一年度共済契約に係る漁業の次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じてするものとする。

区分	割合
令第三十八条第一項第一号に掲げる漁業	百分の百十一
令第三十八条第一項第二号に掲げる漁業	百分の百十四
令第三十八条第一項第三号に掲げる漁業	百分の百十六
令第三十八条第一項第四号に掲げる漁業	百分の百十
令第三十八条第一項第五号に掲げる漁業	百分の百十二
令第三十八条第一項第六号に掲げる養殖業	百分の百二十八
令第三十八条第一項第七号に掲げる養殖業	百分の百二十一
令第三十八条第一項第八号に掲げる養殖業	百分の百十六